

## 相続登記必要書類

相続登記には、以下の証明書類が必要です。

	チェック欄	必要な証明書	誰のものが必要か
1	取得済み	権利証 (または登記識別情報)	被相続人(お亡くなりになった名義人の方)
2	取得済み	住民票	新しく名義人となる方(世帯全員・本籍地続柄記載)
3	取得済み	住民票除票	被相続人(お亡くなりになった名義人の方) 上記2で被相続人の死亡の記載のあるものがあるときは不要。
4	取得済み	戸籍謄本(または戸籍全部事項証明書)	共同相続人全員
5	取得済み	除籍謄本・改製原戸籍謄本	被相続人(お亡くなりになった名義人の方)の出生にさかのぼるもの全部
6	取得済み	印鑑証明書	共同相続人全員
7	取得済み	評価証明書	対象になる全ての土地・建物について
		その他	

### ご注意

遺言書がある場合は、上記の書類中、必要でないものがあります。

場合により、上記の書類に代えて、または、上記の書類の他にも証明書が必要になることがあります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

司法書士 小椋義雄事務所

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目16番1号

折井ビル3階 301号室

045(508)2556